

第2回鳥取県最低賃金専門部会
(令和5年8月2日)

机上配布資料

机上配布資料目次

No.	資	料	
	委員からの追加要望資料		
1	鳥取県最低賃金額の推移（平成30年から令和4年）		1
2	鳥取県最低賃金改正試算表（現行最低賃金に目安額を加えた値を中心に抜粋）		3
3	過去5年における公益見解に用いられた指標等		5

鳥取県最低賃金額の推移（平成30年～令和4年）

鳥取労働局賃金室作成

	鳥取県最低賃金額	引上げ額	引上げ率	影響率
平成30年	762円	24円	3.25%	10.30%
令和元年	790円	28円	3.67%	8.79%
令和2年	792円	2円	0.25%	4.46%
令和3年	821円	29円	3.66%	14.65%
令和4年	854円	33円	4.02%	17.60%

鳥取県最低賃金改正試算表
(現行最低賃金に目安額を加えた値を中心に抜粋)

鳥取労働局賃金室作成

最低賃金額 893円

適用労働者数 80,331人

最低賃金額	引上げ率	影響率	影響人員(人)
883	3.40%	13.24%	10,640
884	3.51%	13.32%	10,701
885	3.63%	13.51%	10,852
886	3.75%	13.70%	11,007
887	3.86%	13.75%	11,045
888	3.98%	13.77%	11,058
889	4.10%	13.90%	11,166
890	4.22%	13.98%	11,234
891	4.33%	14.49%	11,637
892	4.45%	14.54%	11,680
893	4.57%	14.72%	11,825
894	4.68%	14.72%	11,825
895	4.80%	14.75%	11,852
896	4.92%	14.84%	11,920
897	5.04%	14.89%	11,959
898	5.15%	14.95%	12,009
899	5.27%	15.00%	12,051
900	5.39%	15.03%	12,074
901	5.50%	19.78%	15,887
902	5.62%	19.90%	15,986
903	5.74%	19.98%	16,047

令和5年7月31日 現在

(注) 基準となる最低賃金額893円は令和4年10月6日発効の鳥取県最低賃金額854円に、令和5年7月31日第67回中央最低賃金審議会で示されたCランクの目安額39円を加えた金額。

※最低賃金の影響率：改正される最低賃金より低い額が支払われている労働者の割合

過去5年における公益見解に用いられた指標等

鳥取労働局賃金室作成

年度	公益見解の概要	用いられた指標・指数
平成30年度	全会一致のため公益見解なし	
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の最低賃金を含めた賃金水準が急激に上昇する中、県内経営者の厳しい経営状況にあること、近年の目安額が現在の日本や地域経済状況を反映したものでないという意見に一定理解する ・今年度の目安について、ランク別目安がもつ制度的な問題に一步踏み込んだ目安額提示を評価 ・県内経済状況や雇用情勢の指標をみると、他県と比べて特段注視すべき事由がない ・県内では、特に若者の県外流出に歯止めがかからない状況が続く中において、隣接する他県との最低賃金額の大きな格差がある ・優秀な人材を確保することが鳥取県の継続的な発展に資する 	公益見解において、用いられた指標・指数の記載はなかった。
令和2年度	全会一致のため公益見解なし	
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年から続くパンデミックにより多くの人々が生活不安や雇用不安を抱えている中において、今年度の最低賃金の改正は多くの人に希望を与えるメッセージとなってほしいと強く希望 ・最低賃金を含めた賃金の引上げにより、非正規雇用で働く人などの待遇改善が社会的に求められており、セーフティネットとして、最低賃金の引上げの必要性があると認められる ・鳥取県内の経済状況や雇用情勢の指標をみると、他県と比べて特段注視すべき事由がない ・鳥取県と接する他県との最低賃金の大きな格差が、県内人口減少の一因となっていることを考えると、今後の労働力人口を確保することによって、鳥取県の継続的な発展に資することが急務であると判断し、最低賃金引上げの重要性があると認められる ・鳥取県の雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、有効求人倍率は令和3年1月以降上昇し、6月の有効求人倍率は1.44倍（全国平均は1.13倍で鳥取県は全国5位の高さ）であること 	・有効求人倍率（6月において1.44倍）

<p>令和4年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 春季賃上げ妥結状況による賃上げ動向は、連合2.07%、経団連は2.27%となり、コロナ禍の影響を受けた2019年、2020年の水準を上回っている ・ 賃金改定状況調査結果第4表①の賃金上昇率はランク計1.5%に対し、Dランクは1.9%、継続労働者に限定した第4表③では、ランク計2.1%に対し、Dランクは2.4%と、いずれもDランクがランク計を上回っている ・ 完全失業率は2.6%（2022年6月）となり、コロナ禍拡大前の2.5%（2020年3月）近傍まで水準を戻している。また、有効求人倍率は1.52倍（2022年6月）となり全国水準よりも高い水準で推移している。製造業等の新規求人数の増加等に支えられ、雇用情勢は「持ち直しの動きが広がりつつある（鳥取労働局）」との基調判断になっている ・ 本年は物価上昇のもと、最低賃金が持つセーフティネットとしての役割に着目し、最賃近傍層の人の生活を守る観点が必要と考えられる。また、経済全体を回すための消費の下支えのためにも、最低賃金額の引上げが賃金全体の底上げにつながることへの期待が認められる ・ 有効求人倍率1.52倍（2022年6月）は全国10位、Dランクでは島根県に次ぐ2位の水準。幅広い産業において人手不足感が顕在化している等、人材確保の点からは最低賃金の引上げの必要性が認められる ・ 近接する他県との最低賃金額の差や、額がDランク県の中でも下位の水準であることが、若年者をはじめとする人口流出・県内人口減少の一因と考える。健全かつ持続的な地域経済の活性化を図るためには、地域間格差の解消が積年の課題であり、最低賃金引上げの必要性が認められる ・ 県下では、エネルギー価格を始めとする原材料費の高騰は企業収益を圧迫しており、特に下請けの中小企業などで原材料費の上昇分を製品価格に転嫁し切れていない等、賃上げ原資の確保が厳しい業種、規模の企業が多くある点にも十分に留意すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金改定状況調査結果第4表①（Dランク1.9） ・ 賃金改定状況調査結果第4表③（Dランク2.4） ・ 完全失業率（2022年6月2.6%） ・ 有効求人倍率（2022年6月1.52倍）
--------------	---	--